

地域安全ニュース

池田地区防犯協会
池田警察署 572-0110
みんなでつくろう
安心の街

交通安全意識を養う

新しく小学校に入学して1か月が過ぎました。保護者からの送り迎えがなくなり、行動範囲も広がることから5・6月は小学生の事故が多くなります。早いうちに子どもたちが安全意識を身につけるために、以下のポイントに気をつけて交通安全意識を養いましょう。

交通安全意識を養うポイント

- 親子でもう一度、通学路の確認をしましょう
交通量の多い交差点など危険箇所を子どもと一緒にチェック!
- 声で交通ルールを教えましょう
「右、左をよく見てね」
「車が止まったことを確認してね」など

警察官を装う? キャッシュカードのすり替え 盗難事件発生

帯広市内の80歳代男性宅に、「詐欺事件でああなたの口座から現金が引き出されている」と事前に電話をした上で警官を装った犯人が男性宅を訪れました。男性は犯人の指示通り、暗証番号とキャッシュカードを封筒に入れて割り印をして用意。男性が目離れた隙にすり替えられて盗まれました。男性は犯人の指示のもと、開封せずに保管していたため、被害に気づきませんでした。

【対策】
警察官や銀行員、役場職員が、自宅訪問や電話等による問い合わせは絶対にありません。事例の事案を覚え、不審に思ったらすぐに信頼できる人に相談しましょう。

新型コロナウイルス感染症の便乗詐欺に要注意!

新型コロナウイルス感染症の不安な心理状況につけ込んだ詐欺が各地で横行しています。

- 事例1 「新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている問題で、マスクを無料送付する。確認をお願いします」とSMS(ショートメールサービス)にメールが届き、文末にあったURLへ誘導する。
- 事例2 大手携帯会社を装い、経済支援対策を連想させる「現金配布」「支払免除」などの文言を使って不審なサイトへ誘導する。

世の中の話題に便乗して、人の不安をあおったり、興味を引くなどして、不正なサイトへ誘導する手口が後を絶ちません。偽メールなどに騙されて不正なサイトへアクセスしてしまったり、不正なサイトに個人情報等を入力・送信することがないように注意しましょう!

駐在だより
はるにれ
～みんなで築こう 安全で安心な大地～
http://www.ikedaya-syo.police.pref.hokkaido.jp

池田警察署 572-0110
茂岩駐在所 574-2013
豊頃駐在所 574-2151
大津駐在所 575-2002

自転車の安全利用の推進

知っていますか?北海道自転車条例

- 自転車に乗るときは、子どもはもちろん、大人もヘルメットをかぶり夜間は自転車の側面に反射器材をつけるようにしましょう。
- 万が一に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入するようにしましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

いよいよ農業・酪農業ともに 繁忙期に突入!

作業車は、ちょっとした操作ミスが重大事故に繋がるので、基本を守り、安全な速度で走行しましょう。機械作業開始時は、周囲の安全を確認してから作業を開始し、事故防止に努めましょう。



豊頃町次世代育成支援金を支給します

次代を担う児童の健全育成と子育て世代の定住促進を図るため、子育て世帯に対し次のとおり「次世代育成支援金」を支給します。

対象児	出産祝金			健全育成支援金	保育所通所支援金
	第1子	第2子	第3子以降	満1歳から満6歳までの誕生日を迎えた児童	町内の保育所に通所(一時保育を除く)している児童
金額	100,000円 (うち商工会商品券50,000円)	200,000円 (うち商工会商品券100,000円)	300,000円 (うち商工会商品券150,000円)	100,000円 (うち商工会商品券50,000円)	月額5,000円分の 商工会商品券
支給時期	出産時			4月と10月の2期(それぞれ前月の6か月間の誕生日を迎えた分)	4月と10月の2期(それぞれ前月までの半年間の通所分)
申請方法	出生届提出時に福祉係に申請してください。			対象児童を養育している世帯に申請書を送付します。	
支給対象者	支給時期の属する月の前月の末日において本町の住民基本台帳に6か月以上記録され、現に居住する方で、対象者本人若しくは配偶者が出産し、または満6歳までの児童を養育している方。				

【支給の制限】

- 次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給はできません。
- ①申請者および申請者と生計を同一にする方が、町税、町使用料等を滞納しているとき
 - ②申請者が対象児を養育しなくなったとき
 - ③申請者および対象児が町内に居住しなくなったとき
 - ④その他町長が支給することが適当でないと認めるとき



問合せ先 役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214
子育て支援所 ☎(574) 3931

特定空き家解体撤去補助金をご活用ください

- ◆ 特定空家解体撤去補助金について
市街地に所在する防災上危険な空き家で対象要件を満たす場合、解体撤去費用の一部を補助する制度です。
補助金額 解体撤去費用の2分の1(限度額:町内事業者利用50万円、町外事業者利用25万円)

町へ寄附することもできます

- ◆ 特定空家等寄附受付について(要件)
 - 1 土地・建物を合わせて、同時に寄附することができること
 - 2 当該土地・建物を寄附することにより、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することが認められること
 - 3 所有者等の過去3年の住民税所得割が非課税であること

詳しくは、役場住民課までお問合せください。

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213